

北区終活情報登録事業
緊急連絡先・ペットの預け先登録同意書

東京都北区長

東京都北区終活情報登録事業実施要綱第3条第5項の規定により、「北区終活情報登録事業」の登録対象者の緊急連絡先・ペットの預け先(いずれか又は両方に)として登録されることについて同意します。

記入日	年 月 日
住所	〒
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
登録対象者との関係	
電話番号	
登録種別	☐ 緊急連絡先 ☐ ペットの預け先